

個人用貸与タブレットの使用ルール

個人用貸与タブレットの使用にあたっては、以下のルールをよく読み、遵守するようにしてください。
なお、このルールは、機器の仕様変更や使用実態などを受けて、今後追加・変更する場合があります。

1、機器の使い方についてのルール

- ①学校の授業で使用するという指示があった場合を除き、自宅で保管すること。
- ②「タブレット」「キーボード付きカバー」「充電器（ケーブル・アダプタ）」「箱」のすべてを適切に管理し、卒業時には借りた時と同じ状態で学校に返却すること。（履歴や写真等のデータをすべて削除して返却してもらいます）
- ③本体に、常に付属のキーボード付きカバーをつけたまま保管・使用すること。
- ④ID ラベルや氏名ラベルをはがしたり、勝手にシールを貼ったり、アクセサリをつけたりしないこと。
- ⑤起動時やロック解除時のパスコードは初期設定のまま変えないこと。
- ⑥学校での学習活動に関連して許可や指示があったものを除き、音源の録音・画像および動画の撮影・保存はしないこと。また授業で許可や指示があった場合でも、「基本的人権」「著作権」「肖像権」「プライバシーの権利」等に十分に配慮して撮影すること。
- ⑦自己や他人の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学校名、その他個人の特定につながるすべての情報）や、他人の名誉を棄損する内容を含む画像・動画を第三者に公開しないこと。（twitter や facebook 等の SNS メディアへの掲載はもちろん、メールや AirDrop 等による他端末への送信も禁止対象に含みます。）
- ⑧ネットリテラシーを理解した上で関連する法令を遵守し、適切に使用すること。
- ⑨必ず保護者の方と相談して、家庭での使用のルールを設定すること。特に、長時間にわたって使いすぎることのないように注意すること。
- ⑩丁寧に取り扱い、落下や水濡れによる故障に十分注意すること。万が一修理が必要な状態になった場合、できるだけ早く学校に連絡すること。（不適切な使用による破損・故障のケースについては、保護者の方と協議の上で、補償をお願いする場合があります）

2、自宅で使用する際のルール

- ①原則として自宅で保管・使用し、課題等で使用する場合を除いて屋外に持ち出さないこと。
- ②ネットに接続するために必要な Wi-Fi 環境は、必要に応じて保護者の方に整備してもらうこと。
- ③「教科書の QR コードを利用した、関連事項の学習」「学校ホームページの閲覧」「zoom やロイロノート等を利用した教職員との通信」「学習支援サイトの利用」「学習を進めるうえで参考になる動画の閲覧」「検索機能を使用した調べもの」など、学習に関係した用途に使用すること。
- ④原則として、貸与された本人以外は使用しないこと。
- ⑤タブレットは落下による衝撃や踏む・重いものを載せるなどの圧力、高温や磁力に弱いので、家庭での扱いは特に注意すること。
- ⑥個人情報に関わるデータや画像の保存や送信禁止については、1-⑥に準ずるものとする。
- ⑦各家庭で決めている使用ルール（使用時間等）を遵守すること。

3、学校で使用する際のルール

- ①指示があった場合のみ、学校に持参すること（勝手に持ちこまない）。また、使用後は学校に保管せず、必ず毎日自宅に持ち帰り、必要に応じて充電しておくこと。
- ②持参する際は、自宅で充電を終えた状態で持参すること。充電が不十分なタブレットを持参しても対応できないので注意すること。
- ③充電器を含め、本体付属のキーボード付きカバーを除く周辺機器（私物含む）は一切学校に持参しないこと。
- ④授業時間以外は各自のバッグの中にしまい、使用しないこと（登下校時を含む）。
- ⑤授業で使用する際は、指示された機能以外の機能を勝手に起動・使用しないこと。（カメラアプリや AirDrop、You tube など）
- ⑥タブレットの貸し借りは、一切しないこと。他の生徒のタブレットをいじらないこと。

4、校外行事・宿泊行事等で使用する際のルール

- ①許可があった場合のみ、配布された周辺機器とともに持参すること。
- ②使用しない時間帯の管理については、引率の教職員の指示に従うこと。
- ③指示のあった目的以外で使用しないこと。

☆個人用タブレットの使用状況（ウェブの閲覧履歴やアプリの使用履歴等）は、管理者（世田谷区教育委員会）がリモートで隨時確認できる仕組みになっています。

☆上記1～4の項目に違反した場合には、「個人による適切な管理が行えない」と判断し、保護者の方とも相談の上で、学校としてタブレットの個人貸与を中止することがあります。